

第4章 分野別実施計画

1. 地域の子育て支援の充実

(1) 子育て支援サービスなどの充実

施策	担当部署	取組内容
子育て親子への支援	子育て支援センター	子育てサークルの育成や親子の交流の場、様々な季節行事、子育て講座、子育て関連情報の提供、子育てについての相談の実施などにより、子育て親子の支援への取組を実施します。
つどいの広場事業	子育て支援センター	子育て親子が気軽に足を運び、子どもを育て合う、育ち合う関係をつくる機会と場所を提供しています。地域のボランティアをはじめ、様々な人が子育てに関わり、社会全体で子育てを応援する場としての支援をおこなっていきます。
出前広場	子育て支援センター	身近な地域での多様な交流を通して、保護者や子どものニーズに応じていくために、各地区の公民館などを利用して、子育て支援センターを利用していない親子の居場所の拡大・充実を図ります。
子育て支援センターの活用 (きょうだい利用、預かり保育、病児保育などの整備)	子育て支援センター	各年齢別教室事業で小学生の兄弟(低学年)がいる場合のセンター利用を実施します。
ファミリー・サポート・センター事業 (一時預かり)	子育て支援センター	子どもを預かってほしい人(依頼者)のニーズに対応するために子どもを預かってくれる人(支援者)を組織し、その活動を充実させるための支援をおこないます。
延長保育事業	健康福祉課	成和保育園において午後7時までの延長保育を実施しています。事業の継続に取組み、今後の利用者ニーズによっては、関係機関と協議しつつ、充実に向けての見直しもおこなっていきます。
病児・病後児保育事業	健康福祉課	田原本町(こどもの森阪手保育園)と病後児保育事業に関する協定を締結すると共に、近隣の医療機関と調整を図り、今後の事業実施について検討することにより、必要量を確保していきます。
一時保育・特定保育事業	健康福祉課	現在、通常保育において、共働き世帯など子どもの保育が十分にできない家庭へのきめ細かな支援に努めていますが、今後の子育て家庭のニーズに合わせて一時保育・特定保育事業の実施を検討します。
休日保育事業、夜間保育事業 など	健康福祉課	休日保育事業、夜間保育事業などの事業については現在実施していませんが、今後は利用者のニーズに合わせて実施を検討します。
ショートステイ事業	健康福祉課	保護者が病気や仕事のため、子どもの養育が困難になった時の児童養護施設等での養育(子育て短期支援事業)を継続して実施します。
トワイライトステイ事業	健康福祉課	保護者が仕事その他の理由によって、夜間において家庭での養育が困難な場合に、児童養護施設等にて生活指導、夕食の提供等をおこなう事業を実施します。
保育所への障害児受入の促進	健康福祉課	障害を持った児童の保育所入所を促進するため、受け入れをおこなった保育所に対し補助金を交付します。
認定こども園の設置	健康福祉課	アンケート調査にて一定以上の要望があり、国の方針でも推進されているため、その誘致に向け積極的に取組んでいきます。
夏休み等の長期休暇時における 一時的な預かり (学童保育所)	健康福祉課	学童保育所には、定員があるため、定員に空きがあり、保護者が入所できる基準を満たせば長期休暇からの入所も可能となっています。

寡婦（寡夫）控除のみなし適用	健康福祉課	児童の処遇に不利益が生じないように保育所利用料の所得階層認定を行う際に婚姻歴のないひとり親家庭にも寡婦（寡夫）控除があるとみなし、税額計算を行っていきます。
子育て相談の充実	健康福祉課 保健センター 子育て支援センター 教育委員会事務局総務課	来所相談、電話相談、訪問相談などの充実を図り、窓口の周知をおこなっていきます。また、保健センター、子育て支援センター、川西幼稚園においては専門職による相談に取り組んでいきます。 子どもの育児・しつけ・発達についての相談は保育士・心理士・保健師で対応。専門的なことは他の相談機関と連携を図ります。
多様なニーズに応じた一時預かりの推進	教育委員会事務局総務課 社会教育課	川西幼稚園では、在園児に対し、保護者の急な用事や様々な活動の支援等のために、一時預かり事業を実施するとともに、さらに長期休業中の対応にも取り組んでいきます。 社会教育施設でも、主催講座の受講等での預かり対応等を推進していきます。
親子に対する読書支援	社会教育課	発達段階に応じた読み聞かせや読書案内を行い、子育て中の親子が楽しみながら、読書に親しめるよう努めます。おはなし会や、絵本の部屋等の行事も行っています。 子どもが読書の楽しさを知り、親子が読書体験を深めるよう、さらに機会を提供していくよう努めます。

（２） 地域における子どもの居場所づくり

施策	担当部署	取組内容
放課後児童健全育成事業（学童保育所）	健康福祉課	現在は70名定員ですが、利用希望者数の増加に応じて80名まで定員の増加を検討していきます。開所時間についても利用者の状況や希望を把握し、利用しやすい学童保育所を目指します。また小学校の高学年児童に対してはいぶき、すばるの両子どもセンターを紹介し、利用を勧めます。
放課後子ども総合プラン	健康福祉課 社会教育課	放課後児童クラブと放課後子ども教室を一体的または連携して実施することを目指します。
放課後の教室・体育館・グラウンドなどを利用した活動（学校施設の開放等）	教育委員会事務局総務課	幼稚園については、就学前児童とその保護者に対する園庭開放、小学校については、就学児童の活動を主とする校庭の開放の推進にそれぞれ取組みつつ、学校施設の目的外使用の検討をおこなう。
放課後子ども教室の充実（学校・地域パートナーシップ事業）	社会教育課	子どもの居場所づくりとして、子ども合唱団・和太鼓・お琴・能楽教室の講座を開設し、教師や地域住民のボランティアを指導者として、活動を推進します。また、子どもフェスティバルを開催し、子どもの文化交流体験の場の充実に努めます。
子ども会活動への支援	社会教育課	子どもを地域で見守り育てていくことの重要性から児童間の交流や各種行事を推進する子ども会活動に対し、助成や支援を継続して行います。
高学年の子どもにも遊べる場を提供	社会教育課	子どもセンター（いぶき・すばる）を活用。学校・子ども会と連携を密にし、場所提供を行います。
本に親しむ環境づくり	社会教育課	子どもが自発的に図書館利用ができ、読書に親しむ機会が増えるよう働きかけます。
スポーツ活動を通じた子どもの居場所づくり	社会教育課 子どもセンター	スポーツ少年団の活動の充実や年齢、校区を越えたスポーツ活動を通じた交流を促進し、子どもの心身の健全育成に努めます。
子どもセンターの充実	子どもセンター	いぶき・すばるの両子どもセンターで実施を継続。子どもセンターの利用児童が増加していることから、安全の確保に努めるとともに、より地域の身近な施設となるよう整備をすすめます。

(3) 住民主導の地域活動の促進

施策	担当部署	取組内容
子育てに関する情報提供	子育て支援センター	「広報川西」やホームページを活用し、子育てに関する情報や、地域のイベント情報、子育てサークル、ボランティア活動に関する情報を提供していきます。
子育てサークルやボランティア活動の支援	子育て支援センター 社会教育課	子育てサークルやボランティア団体が主体的な住民活動をおこなえるよう、活動支援を充実します。
住民参加システムの確立	健康福祉課 社会教育課	住民参加のまちづくりに向けた現行の各種協議会への住民の参加を促進し、住民の地域活動に対する主体的な取組みに向けた意識改革を図ります。
地域支援ボランティア	社会教育課	広報に定期的に募集記事を掲載し、人材バンク登録を行い活動の充実に努めます。

(4) 地域をつなぐネットワークの形成

施策	担当部署	取組内容
「要保護児童対策地域協議会」の運営	健康福祉課	「川西町要保護児童対策地域協議会」の構成機関である児童相談所や警察、教育関係、福祉関係団体等からなるネットワークにより、児童虐待の予防・防止、早期発見のための連携の強化を図るとともに、虐待防止に向けた啓発を進めます。
主任児童委員・民生児童委員との連携	健康福祉課 保健センター 子育て支援センター 長寿介護課 教育委員会事務局総務課	主任児童委員・民生児童委員との連携を密にし、地域における子育て相談・支援体制の充実に努めます。
子育てネットワークの一本化	健康福祉課 保健センター 子育て支援センター 教育委員会事務局総務課	子育てに関わる関係機関が有する個々のネットワークの一本化を図り、一つの子育てネットワークとして機能するよう連携に努めます。
教育相談窓口の充実	教育委員会事務局総務課	指導主事等、教員経験者による教育相談を実施するとともに、県立教育研究所等の相談機関との連携に努め、教育や子育て相談の対応の充実に努めます。
町内施設で情報共有できるネットワークを構築する	庁内の各課	子育てネットワークの円滑な運営に向けて、庁内各課における連携強化に努めます。

2. 教育環境の充実

(1) 確かな学力の育成

施策	担当部署	取組内容
教育の連携・接続の充実	健康福祉課 教育委員会事務局総務課	特定教育・保育施設、小学校、中学校間で、情報共有や児童・教職員、地域、保護者の交流などの連携を深めることで、異なる教育環境同士の接続を円滑にしていきます。
基礎的学力の定着	教育委員会事務局総務課	基本的な知識や技能を定着させるために学習活動の工夫に努めるとともに、効果的な時間活用や放課後等の学習等の支援を実施して、学びの習慣づけに取組んでいきます。また図書に触れる機会を充実させることで、読書の習慣を育てます。
少人数学級編成の充実	教育委員会事務局総務課	少人数での学級編成を推進して、児童の個性や能力に合わせた教育の充実に努めます。
教育の情報化の推進	教育委員会事務局総務課	時代に即応した設備と協働型・双方向型の指導を充実させることで、教育のICT化を推進し、児童の情報活用能力を育成し、学力向上と情報モラルの向上に取組んでいきます。
教職員研修の充実	教育委員会事務局総務課	その時々々の教育ニーズに応じた教職員研修を実施し、教職員質の向上を図ります。

学校評価制度の推進	教育委員会事務局総務課	地域とともにある学校づくりを進めるために、実効性の高い学校評価の推進・継続に取組みます。
幼児教育の充実	教育委員会事務局総務課	小学校就学前の3年間において、川西幼稚園で幼児教育を充実させ、幼児期の発達を支援します。

(2) 豊かな人間性の育成

施策	担当部署	取組内容
次代の親の育成	教育委員会事務局総務課	義務教育の最終課程である中学校で、幼稚園児童との交流を充実させることで、幼児との接し方を学び、次代の親となる自覚の醸成に取組みます。
性教育の充実	教育委員会事務局総務課	子どもの成長の発達段階に応じた性教育の充実に努めます。また、必要に応じて地域人材の活用や助産師を招くなど、児童・生徒がよりわかりやすい授業の充実に努めます。
総合的な学習の時間の充実	教育委員会事務局総務課	本町にゆかりの深い伝統芸能である「能楽」の体験学習を通して、地域への愛着心を養うとともに、個性豊かな文化の創造に努める児童を育成します。
学校・地域パートナーシップ事業の推進	教育委員会事務局総務課	保護者や地域住民が学校運営に参画し、学校と協働して児童の課題解決に取組めるよう「地域と共にある学校づくり」を推進するとともに、地域人材の教育活動への活用に取組みます。
環境教育の充実	教育委員会事務局総務課	校舎設置の太陽光発電システムや、屋上緑化設備、ビオトープ等を活用して、環境の保全に貢献し、未来を拓く主体性のある人材の育成に取組みます。
道徳教育の充実 (いじめ防止対策の推進)	教育委員会事務局総務課	道徳の時間に限らず全ての教育活動の中で、児童が、生命を大切に作る心や他人を思いやる心、善悪の判断などの規範意識等を養うよう努めます。また、いじめを早期に発見・未然に防止するため児童等への定期的な調査等を行います。
キャリア教育の充実	教育委員会事務局総務課 社会教育課	望ましい職業観・勤労観及び職業に関する知識や技能を身に付けるとともに、自己理解や、進路を選択する態度を育てるために、職場体験学習等の充実を図ります。
世代間交流の充実	子どもセンター	老人クラブと連携を取り子どもセンター行事を充実させます。

(3) たくましい心身の育成

施策	担当部署	取組内容
進んで運動に取り組む力を育む	教育委員会事務局総務課	児童の発達に応じた遊びや運動の体験・経験を通じて、積極的に運動に取り組む意欲を養い、運動能力を育てます。
図書館活動の充実	社会教育課	読書を通じて広い世界を知り、自ら考え判断し、表現できることが一層望まれますので、さらに読書活動の推進に努めます。
スポーツ活動の充実	社会教育課	社会体育において、各教室やスポーツ少年団の育成を推進します。また、これらの各教室の系統性や特性を把握し、参加者が定期的に参加できるような体制を整備します。

(4) 家庭・地域における教育力の向上

施策	担当部署	取組内容
子育てサポーターの養成	子育て支援センター	地域における子育て支援体制の確立を目指し、親子の友達づくりや居場所づくりなどを目的に、子育てが楽しくなるよう応援する子育てサポーターを養成するため、子育て支援センターにおける講座の充実を図ります。
学校と主任児童委員・民生児童委員との連携	健康福祉課 教育委員会事務局総務課	学校と主任児童委員・民生児童委員が連携を図り、子育てに関する相談や情報交換をおこない、子どもの健全育成に努めます。

地域の人材を活かした活動	社会教育課	スポーツ推進委員が子ども連合会等でスポーツを通し、交流を図ります。
家庭教育の支援	社会教育課	家庭における教育力の向上に向けて、連合PTAと共催し、家庭教育への支援を実施します。また、幼稚園・小学校との連携を強化し講演会を実施します。
教育講演会などの充実	社会教育課	就学前児童や学齢児への教育についての講演会等を充実させ、保護者や地域の教育力の向上を図る。

3. 健康管理の充実

(1) 子どもと親の健康の確保

施策	担当部署	取組内容
母親教室・ママパパ教室	保健センター	妊娠期から母性・父性を育めるよう、また夫婦がともによきパートナーとして支え合い、協力し合いながら、これから迎える出産・育児などの意欲を高めることを目的に実施していきます。また、教室の普及啓発をおこない、参加型の教室を目指します。
乳幼児健康診査	保健センター	乳幼児を対象に、その健康保持と疾病や障害の早期発見、早期対応を図るため、乳幼児の成長・発達に応じて、乳幼児健康診査を実施します。また、健康診査時に、成長・発達・栄養・子育てなどに関する相談をおこないます。乳幼児健康診査後の支援として、保育園でも発達相談を実施します（出張発達相談）。
歯科保健指導	保健センター	町内の保育所・幼稚園に出向いて歯科指導をおこないます。また、幼稚園・小学校において、はみがき教室を実施します。また、保護者への普及啓発にも取組みます。
マタニティマークの普及・啓発	保健センター	妊産婦が交通機関等を利用する際に身につけ、周囲が妊産婦への配慮を示しやすくするためにマタニティマークの普及・啓発を進めます。引き続き、妊娠届時にステッカーを配布し、広報などで普及啓発に取組みます。
妊産婦・新生児訪問	保健センター	早期に訪問し、育児環境の把握等に努めます。一般の子育て支援サービスを利用することが難しい家庭については養育支援訪問事業で対応します。
母子健康手帳の交付	保健センター	妊娠届時にシートを活用しながら所内でリスクアセスメントをおこない、早期に支援が必要な妊婦を発見できるよう努めます。
妊婦一般健康診査	保健センター	妊娠中の疾病や異常の早期発見をはじめ妊婦の健康管理を目的とする健康診査において受診券を発行し、受診を促進します。
年齢別コース広場	子育て支援センター	同年齢の子どもとその親が集い、遊びながら子育て情報や育て方のノウハウを交換し合います。

(2) 食育の推進

施策	担当部署	取組内容
離乳食教室	保健センター	正しい食習慣、生活習慣について気づく場として内容を充実させていきます。試食を行い、子どもの食べる様子（発達）に合わせた指導も行っていきます。
親子クッキング	保健センター	クッキングを通して子どもだけでなく、大人へも調理方法を学ぶ機会とし、正しい食生活を伝えていきます。
すくすくサロン	保健センター	試食や実演を交えて親子で体験してもらいながら、食の正しい知識を普及していきます。
家族への啓発	保健センター	スーパーや地域への巡回において、幅広い世代の方へ食生活を見直す機会として情報提供し、健康意識を高めていきます。

食育の推進	保健センター 教育委員会事務局総務課	幼稚園及び小・中学校で給食を実施し、幼児児童生徒の心身の健全な発達に資するよう努めます。かつ、食に関する正しい理解と判断力を養えるよう食育に努めます。また、保健センターにて引き続きおやつの過剰摂取や選び方などについて児童・保護者に正しい情報を伝えます。
-------	-----------------------	--

(3) 健康な体づくりの推進

施策	担当部署	取組内容
わくわくりズム	子育て支援センター	0～3歳の子どもの身体の発達を促すとともに、親と子のふれあいを楽しむこと、親同士の交流が持てることを目的とします。
地域スポーツの充実	社会教育課	町では空手道教室・なぎなた教室を開催し、子どもの居場所づくりの主体者となって地域へ活動の場を広げるとともに、これら各講座の系統性や特性を把握し、健康な体づくりの推進に努めます。
スポーツ少年団活動の充実	社会教育課	町のスポーツ少年団における少年野球や少年サッカーなどの活動を充実させるとともに、指導者の育成に努めます。

(4) 事故防止・医療体制などの充実

施策	担当部署	取組内容
病気の予防	保健センター	母子保健事業などにおいて、子どもの病気を予防し、悪化を防ぎ、子どもが健康的な生活を送るための知識を保護者や家族に啓発します。
予防接種の実施	保健センター	乳幼児健診等において、接種状況を確認し、接種の必要性や接種時期などを指導していきます。
休日応急診療	保健センター	赤ちゃん訪問時等に情報提供を行います。磯城郡医師会が当番制で実施している磯城休日応急診療所の充実と休日医療などに関する情報提供に努めます。
小児救急医療体制の確立について	保健センター	引き続き橿原市休日夜間応急診療所にて実施していきます。
小児救急医療電話相談の紹介	保健センター	赤ちゃん訪問時等に情報提供を行います。土・日、祝日の夜間の急病等に対応する県の小児救急医療電話相談について、紹介します。
保育所などにおける安全管理	健康福祉課	子どもの事故を予防するために、保育所などの施設における安全管理について指導します。学童保育所の設備維持・補修については、業務委託先と協議しながら、必要に応じて対応します。
災害共済給付制度への加入促進	教育委員会事務局総務課	(独)日本スポーツ振興センター法による災害共済給付制度を周知するとともに、低所得世帯への掛金一部負担など、加入促進に努めます。

4. 子育て環境の整備

(1) 安全な交通環境の整備

施策	担当部署	取組内容
交通安全の意識啓発	総務課	春・秋の交通安全週間を利用し、警察などの関係団体と連携しながら交通安全などの意識の高揚に努めます。
各種交通安全教室の充実	総務課 教育委員会事務局総務課	各種交通安全教室や交通安全のイベントの内容の充実を図り、幼保児・小中学生を中心に啓発を実施します。

川西こすもす号増便	まちづくり推進課	平成 26 年度より本格運行を開始し、中学生以下は運賃無料の料金形態を取っています。今後も運行状況を注視しながら、料金形態の継続を検討します。
歩道のバリアフリー化などの推進	産業建設課	子どもや子育て中の保護者をはじめ、すべての人に配慮した歩道のバリアフリー化及び歩道の新設時にフラット化・カラー舗装、透水性などを考慮した歩道の整備の推進について、必要に応じ調査、整備を実施します。
通学路の整備の推進	産業建設課 教育委員会事務局総務課	関係部署と共に通学路点検調査を実施し、調査結果を基に整備を進めます。 通学路安全推進会議を設置し、関係機関による通学路の合同点検による通学路の危険箇所解消に努めます。

(2) 安心なまちづくりの推進

施策	担当部署	取組内容
防災計画の見直し	総務課	乳幼児や高齢者、障害のある人などの避難への支援のため必要に応じて防災計画を見直し、災害時に備えます。昨年度から、継続して防災計画の見直しを実施します。
安心・安全情報の配信	教育委員会事務局総務課	地域の安心安全情報について、携帯電話等へのメール配信システムを活用した提供を推進します。また幼稚園・小・中学校情報についても同様に提供を継続・推進します。
「子ども 110 番の家」ボランティア活動への支援	社会教育課	地域で子どもを守る社会の形成に向けて、「子ども 110 番の家」の設置場所の充実に努めるとともに、住民への周知と浸透に向けた広報・啓発を充実させます。
見守り隊などへの支援	社会教育課	地域で子どもを守る見守り隊への支援を、継続して実施します。20 自治会の内、17 自治会が加入。未加入自治会への呼びかけを行い、すべての自治会で運営できるように努めます。
巡回啓発の実施	社会教育課	青色パトロールを実施していきます。 長期休み期間に教育委員会事務局と少年補導員、指導員で夜間巡視を実施している。

(3) 良質な生活環境の確保

施策	担当部署	取組内容
個性ある公園づくりの推進	まちづくり推進課	町内各地の公園については、人口動態及び年齢分布を検証しながら地域の実情に適した公園整備を検討するとともに、継続した公園遊具の安全確保を行います。
多子世帯などへの優先入居について	産業建設課	川西町町営住宅条例に基づき入居決定しており、現在多子世帯に対する優先入居については、実施していません。今後は利用者のニーズを踏まえて検討する必要があります。

5. 子育てを支える施策の充実

(1) 子育てに対する経済的支援

施策	担当部署	取組内容
児童手当の支給	住民生活課	制度のとおり実施します。 中学生までを対象とした児童を持つ家庭に児童手当を支給します。
保育所保育料の負担軽減	健康福祉課	保育所利用料について、国が定めた基準額（徴収金）の一部を町が負担することにより、保護者の保育所利用にかかる負担を軽減します。
小学生の医療費無料化に向けての対策	保険年金課	医療費無料化に向けての実施予定はなく、未定となっています。

子ども医療費助成	保険年金課	制度のとおりを実施します。 川西町に住所を有する、乳幼児（0歳以上～6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者）の通院と入院にかかる医療費の一部を助成するとともに、小児（小学生・中学生）の入院に係る医療費の一部を助成することで、子ども（乳幼児及び小児）の健康の保持及び福祉の増進を図ります。 ※生活保護受給者及び医療保険未加入者を除く。 ※認定申請要（1年度ごとに更新申請要）。
福祉医療費資金貸付	保険年金課	制度のとおりを実施します。 福祉医療費助成条例等の規定に基づき医療費の助成を受けることができる者のうち、奈良県内の保険医療機関又は保険薬局に対して支払わなければならない医療費の一部負担金の支払いが困難なものに対し、一部負担金等の支払いに充てる資金を貸し付けることにより、その生活の安定と自立を促します。 ※認定申請要。認定後、実際に貸付を受けたい場合は、貸付申請要。 ※認定申請判断に所得制限あり。 ※貸付申請は診療月の翌月7日まで。貸付日は診療月の翌月20日まで。 ※貸付審査時に、医療費の一部負担金が1万円以上であり、貸付限度額は30万円との制限あり。
幼稚園利用料の負担軽減	教育委員会事務局総務課	子ども・子育て支援法の施行により、児童の保護者の経済状況や児童数等に応じて、幼稚園利用料を軽減します。 また、川西幼稚園については、公立施設による幼児教育の提供を考慮し、国基準利用者負担額からの軽減の継続に努めます。
就学援助・就園奨励費	教育委員会事務局総務課	経済的に困窮する世帯の児童が、容易に小・中学校に就学できるように一定の基準により経済的援護を行います。 また、（確認を受けない）幼稚園に児童を通園させている保護者で、利用料の支払いが経済的に大きな負担となる世帯及び多子世帯を対象として、その通園させている幼稚園に対し保育料減免相当額を支給します。

（２） ひとり親家庭等への支援

施策	担当部署	取組内容
児童扶養手当の支給	住民生活課	制度のとおりを実施します（自己申請制の為、制度の周知、関係機関との連携が必要）。ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進を図るため、「児童扶養手当法」に基づく手当を支給します。
就労相談支援	健康福祉課	ハローワークや中央こども家庭相談センター、母子家庭等就業・自立支援センター（奈良県母子・スマイルセンター）等の関係機関と連携し、就労に関する相談支援や情報の提供に努めます。
ひとり親家庭医療費助成	保険年金課	制度のとおりを実施します。 川西町に住所を有するとみなされる、母子及び父子並びに寡婦福祉法に定める①配偶者のない男子又は女子で児童（0歳以上～18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者）を扶養している者や、②その者に扶養されている児童、若しくは③父母のない児童や、④その父母のない児童を養育している配偶者のない男子又は女子若しくは婚姻をしたことのない男子又は女子、の通院と入院にかかる医療費の一部を助成することで、ひとり親家庭の親子等の健康の保持増進を図るとともに、生活の安定と福祉の向上に寄与します。 ※「生活保護法」及び「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」の適用を受けて医療が行われる者と医療保険未加入者は除く。 ※認定申請要（1年度ごとに更新申請要）。 ※認定事由発生日ではなく申請日からの資格取得となる。

(3) 障害のある子どものいる家庭への支援

施策	担当部署	取組内容
特別児童扶養手当の支給	住民生活課	制度のとおりを実施します（自己申請制の為、制度の周知、関係係との連携が必要）。精神や身体に中程度以上の障害のある20歳未満の児童を監護する父や母、または児童と同居し監護する養育者に特別児童扶養手当を支給します。
障害児童福祉手当の支給	健康福祉課	制度のとおりを実施します。 施設入所や公的年金等を受給していない20歳未満の方で、政令で定める程度の重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時介護を要する在宅の障害のある子どもに障害児福祉手当を支給します。（実施機関は県ですが、二次的な窓口として）障害手帳取得時に冊子「障害福祉のあんない」を見ながら制度説明を行い勧奨しています。
心身障害者医療費助成	保険年金課	制度のとおりを実施します。 川西町に住所を有するとみなされる、後期高齢者医療制度に加入していない1歳以上～75歳未満の方で、身体障害者手帳の1級・2級、又は、奈良県の療育手帳A1・A2の交付を受けている人に対し、医療費の一部を助成することで、その方の健康の保持及び福祉の増進を図ります。 ※「生活保護法」及び「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」の適用を受けて医療が行われる者と医療保険未加入者は除く。 ※認定申請要（1年度ごとに更新申請要）。
精神障害者医療費助成事業（一般）	保険年金課	制度のとおりを実施します。 川西町に住所を有するとみなされる、後期高齢者医療制度に加入していない75歳未満の方で、精神障害者保健福祉手帳1級・2級の交付を受けている人に対し、医療費の一部を助成することで、その方の健康の保持及び福祉の増進を図ります。 ※生活保護受給者及び医療保険未加入者は除く。 ※認定申請要（1年度ごとに更新申請要、また、精神障害者保健福祉手帳の有効期限ごとに更新申請要）。
特別支援教育就学奨励費	教育委員会事務局総務課	特別支援学級入級児童が、容易に小・中学校で就学できるよう一定の基準により経済的援護を行います。

(4) 要支援児童への対応の充実

施策	担当部署	取組内容
児童相談・援助事業	健康福祉課	社会福祉法人飛鳥学院と委託契約を結び、虐待を受けた子どもを始めとする要保護児童等への適切な保護又は支援を図ります。
児童虐待防止対策の充実	健康福祉課 保健センター 教育委員会事務局総務課	児童の入所・通所施設や所属教育機関の職員等による観察及び交流を通して、児童虐待の把握に努めるとともに、児童からの訴えによる聞き取り及び家庭への助言に努めます。
思春期保健対策の充実	教育委員会事務局総務課	スクールカウンセラーと臨床心理士の配置・派遣を促進する。子育て支援ネットワークの一本化により就学前から中学校卒業までを見据えた児童・生徒への相談・指導及び保護者への啓発を促進するために、研修を実施します。
特別支援教育の充実	教育委員会事務局総務課	特別支援教育コーディネータを中心として個別的教育支援計画を策定するとともに、特別支援学級を奈良県基準により少人数で編成することで、個々の困難さの改善や克服に努めます。また、特別支援教育支援員を配置し、集団生活への参加の支援に取組みます。
発達障害を抱えた子どもたちへの支援	教育委員会事務局総務課	発達障害者支援法の趣旨に則り、発達障害を抱える児童が、就学に際し適切な教育的支援を受けられるよう、個別的教育支援計画の策定など指導の充実に取組みます。

不登校対策の充実	教育委員会事務局総務課 社会教育課	フリースペースの開設や各学校で保健室開放や別室登校などの支援を行うとともに、不登校対策の支援員・相談員の配置の促進・継続により、相談環境を整備します。あわせて、県教育委員会と連携し保護者相談会等を開催します。
----------	----------------------	--

(5) 子育てと仕事の両立に向けた支援

施策	担当部署	取組内容
育児への父親の参加促進	保健センター	ママパパ教室、親子クッキング等を実施します。父親の家事や育児への参加を促進するため、広報等を通じて啓発を行います。また、ママパパ教室等の事業についても父親が参加しやすいよう、事業の周知について検討し、参加率の向上に努めます。
育児休業等に関する情報提供及び取得促進に向けた取組の推進	健康福祉課	広報や様々な機会を利用し、育児休業や介護休業に関する情報の提供に努めます。また、育児休業等を取得しやすい環境づくりに向けた働きかけをおこないます。

第5章 目標事業量

1. 教育・保育

保育の必要の認定区分ごとに、計画期間における「幼児期の教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」を設定します。

■ 認定区分

認定区分	定義
1号認定	満3歳以上で保育の必要性がない就学前児童
2号認定	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前児童
3号認定	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前児童

(人)

		平成27年度					平成28年度				
		1号認定	2号認定		3号認定		1号認定	2号認定		3号認定	
		3-5歳	3-5歳		0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳		0歳	1-2歳
		教育のみ	教育希望	その他	保育必要		教育のみ	教育希望	その他	保育必要	
量の見込み		77	47	84	25	54	76	47	83	24	49
確保の内容	幼稚園、 保育所 (特定教育・保育 施設)	124	0	84	25	54	123	0	83	24	49
	確認を受 けない幼 稚園	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	地域型 保育	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	認可外保 育施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	提供量 合計	124	0	84	25	54	123	0	83	24	49

*ワークシートによるニーズ量算出。

(人)

		平成 29 年度					平成 30 年度				
		1号認定	2号認定		3号認定		1号認定	2号認定		3号認定	
		3-5歳	3-5歳		0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳		0歳	1-2歳
		教育のみ	教育希望	その他	保育必要		教育のみ	教育希望	その他	保育必要	
量の見込み		77	48	84	23	47	76	47	82	22	45
確保の内容	幼稚園、 保育所 (特定教育・保育 施設)	125	0	84	23	47	123	0	82	22	45
	確認を受 けない幼 稚園	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	地域型 保育	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	認可外保 育施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	提供量 合計	125	0	84	23	47	123	0	82	22	45

※ワークシートによるニーズ量算出。

(人)

		平成 31 年度				
		1号認定	2号認定		3号認定	
		3-5歳	3-5歳		0歳	1-2歳
		教育のみ	教育希望	その他	保育必要	
量の見込み		70	43	76	22	44
確保の内容	幼稚園、 保育所 (特定教育・保育 施設)	113	0	76	22	44
	確認を受 けない幼 稚園	-	-	-	-	-
	地域型 保育	-	-	-	-	-
	認可外保 育施設	-	-	-	-	-
	提供量 合計	113	0	76	22	44

※ワークシートによるニーズ量算出。

2. 地域子ども・子育て支援事業

(1) 利用者支援事業

利用者支援事業は、子育て中の親子や妊婦及びその配偶者が教育・保育施設や地域の子育て支援事業を円滑に利用できるよう、身近な場所で情報収集と提供を行い、必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整を実施する事業です。

本事業には、利用者支援のみを実施する「特定型」と利用者支援に加えて関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくりなどの地域連携を行う「基本型」の2つの事業類型があります。

	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	箇所	1	1	1	1	1
確保方策	箇所	1	1	1	1	1

※行政機関の窓口等を活用する「特定型」で1箇所実施。

(2) 地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点事業は、公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談等を実施し、育児不安等を解消するための事業です。

	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	人回	4,914	4,510	4,359	4,210	4,099
確保方策	箇所	1	1	1	1	1

※ワークシートによるニーズ量算出。

(3) 妊婦健康診査

妊婦健康診査は、赤ちゃんが順調に育っているか、母体に負担がかかっているかなどを確認するため、公費負担により医療機関において定期的な健診を行う事業です。

	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	人回	793	780	780	767	741
確保方策	人回	793	780	780	767	741

※近年の実績値からニーズ量算出。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業は、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を、保健師、助産師、保育士、児童委員などが直接訪問し、育児に関する相談や子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、各家庭の養育環境の把握を行う事業です。

	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	人回	61	60	60	59	57
確保方策	人回	61	60	60	59	57

※近年の実績値からニーズ量算出。

(5) 養育支援訪問事業

養育支援訪問事業は、子育てに対する不安や孤立感を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭を訪問し、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図る事業です。

	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	人	3	3	4	4	5
確保方策	人	3	3	4	4	5

※近年の実績値からニーズ量算出。

(6) 子育て短期支援事業

子育て短期支援事業は、保護者の病気などの理由により、家庭において子どもを養育することが一時的に困難となった場合等に、児童養護施設その他の保護を適切に行うことのできる施設において、一定期間、養育・保護を行う事業です。

本事業には、利用目的や時間帯などにより、「短期入所生活援助（ショートステイ）事業」と「夜間養護等（トワイライトステイ）事業」の2つの事業形態があります。

	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	人日	133	127	126	123	116
確保方策	人日	133	127	126	123	116

※ワークシートによるニーズ量算出。

(7) 幼稚園における預かり保育

		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	1号認定	人日	40	40	40	39	36
	2号認定	人日	698	694	701	689	634
確保方策		人日	738	734	741	728	670
		箇所	1	1	1	1	1

※ワークシートによるニーズ量算出。

(8) 幼稚園以外における一時預かり

	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	人日	4,708	4,508	4,463	4,353	4,109
確保方策	人日	4,708	4,508	4,463	4,353	4,109

※ワークシートによるニーズ量算出。

(9) 延長保育事業

延長保育事業は、保護者の就労時間や通勤時間の確保のため、保育所における通常の11時間の開所時間を超えて、さらに30分以上、保育時間の延長を行う事業です。

	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	人	27	52	50	50	46
確保方策	人	27	52	50	50	46
	箇所	1	2	2	2	2

※近年の実績値からニーズ量算出。

(10) 病児・病後児保育事業

病児・病後児保育事業は、児童が発熱等の急な病気となった場合、病院や保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育を提供する事業です。

	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	人日	323	310	307	299	282
確保方策	人日	323	310	307	299	282
	箇所	1	1	1	1	1

※ワークシートによるニーズ量算出。

(11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）は、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対して、放課後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全育成を図る事業です。

		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	低学年	人	42	58	53	50	50
	高学年	人	21	21	22	22	22
確保方策	登録児童数	人	70	80	80	80	80
	施設数	箇所	1	1	1	1	1

※近年の実績値からニーズ量算出。

川西町の学童保育所で実施する事業は国の放課後子どもプランの中では「放課後児童クラブ」、児童福祉法第6条の3第2項の規定では「放課後児童健全育成事業」に該当します。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。新規事業として、地域子ども・子育て支援事業に加わりました。

必要に応じて、今後の事業実施を検討していきます。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。この事業も新規事業として地域子ども・子育て支援事業に加わりました。

民間事業者をはじめとする多様な事業者の参入の促進に関しては今後手段を検討していきます。

第6章 計画の推進体制

川西町子ども・子育て支援事業計画をより実効性のあるものとするため、以下の取組を行なっていきます。

1. 身近な相談窓口

町健康福祉課、保健センター、子育て支援センター、教育委員会、社会福祉協議会等の窓口において、子育て支援全般にわたる相談に応じていきます。

2. 情報公開・提供の充実

本計画及び本計画概要版の配布や各関係部署での窓口閲覧等により、本計画に基づく取組や事業の進捗状況についてホームページ等を通じて広く公表していくことで、住民への浸透を図ります。また、町役場の担当部署における情報の共有化を進めることで、より効率的に本計画の推進を図ります。

3. 関係機関の連携強化

すべての家庭に対する総合的な子育て支援を行っていくためには、町内外の関係機関や住民組織との協働による情報の共有化と連絡調整が重要となります。

自治会や子育て支援に関わる住民組織、児童相談所、医療機関、保健所、教育機関、警察、民生児童委員等との連携を強化して、子どもたちの健全な育成に取組み、本計画の実効性の向上を図ります。

4. 庁内の点検体制の充実

計画に基づく施策を総合的・計画的に推進し、実効性を確保するためには、計画の進行状況の定期的なフォローアップが必要です。子ども・子育て支援事業計画を推進する関係各課が中心となり、施策の計画目標をもとに、進捗状況を庁内で点検するとともに事業の見直しを含め、計画の推進を目指します。

5. 川西町子ども・子育て支援事業計画の策定過程

日付	内容
平成 26 年 1 月 1 日	川西町子ども子育て会議条例施行
平成 26 年 3 月 25 日	第 1 回子ども・子育て会議
平成 26 年 5 月 27 日	第 2 回子ども・子育て会議
平成 26 年 6 月 18 日	第 3 回子ども・子育て会議
平成 26 年 8 月 19 日	第 4 回子ども・子育て会議
平成 26 年 9 月 25 日	川西町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める 条例公布
平成 26 年 9 月 25 日	川西町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関 する基準を定める条例公布
平成 26 年 9 月 25 日	川西町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を 定める条例公布
平成 26 年 10 月 21 日	第 5 回子ども・子育て会議
平成 27 年 2 月 17 日	第 6 回子ども・子育て会議